

令和6年度の入札・契約制度について

契約課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、これまでも、入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきており、令和6年度（一部は、令和7年度）から実施する予定としている制度改正の内容を報告するものです。

2. 内容

(1) 入札不調・中止への対応について

最近、特に建築工事等において、入札不調・中止となつて、入札手続を繰り返すこととなり、当初の予定どおりに事業を進められなくなることが増えてきています。そこで、事業の円滑な履行を図り、市民サービスの向上につなげるとともに、入札契約事務の更なる効率化を図るため、以下のとおり、多岐にわたる取組を行うこととするものです。

① 制限付き一般競争入札における1者入札を中止としない場合の拡大

制限付き一般競争入札において、同時に多くの発注をしなければならない場合、入札参加者が分散して、1者となることがあります。この場合において、入札を中止しないこととします。
 <見直し内容>

	見直し後	現行
1度目の発注 (市内対象発注) (市内・準市内対象発注)	<u>中止しない</u>	<u>中止</u> (参考) 工事案件の中止件数 令和5年度 10件(9月末現在) 令和4年度 10件 令和3年度 7件
1度目の発注 (市内・準市内・市外対象発注)	中止しない	中止しない
2度目以後の発注	中止しない	中止しない

② 制限付き一般競争入札における入札参加対象の見直し

工事の制限付き一般競争入札は、市内業者への発注の観点から、1度目の発注においては原則として市内業者のみを対象としています。入札参加者が1者又は0者となって入札中止となった場合、その後の発注においては準市内業者又は市外業者まで対象を拡大しています。

しかし、同時に多くの案件を発注しなければならない場合、入札参加者が分散して1者又は0者となり、入札中止となることがあります。

この場合、一律に市内業者の受注意思がないとみなすのではなく、市内業者の受注機会の拡

大を図る観点から、その後の発注においても、市内業者のみを対象とすることができるように見直しを行うものです。

また、市内業者の受注機会の拡大を図る観点から、入札参加制限件数及び受注制限件数を設定していますが、同時に多くの案件を発注しなければならない場合、これらの制限によって入札参加者が分散して1者又は0者となり、入札中止となることがあります。

このような場合に、入札参加者の増加を図るため、これらの制限をかけないことができるよう、見直しを行うものです。

<見直し内容>

	見直し後	現行
中止案件の2度目以後の発注時における入札参加対象	市内業者、準市内業者（又は市外業者） <u>ただし、同時に多くの案件を発注しなければならない場合における2度目の発注時は、市内業者のみを対象とすることがある。</u>	市内業者、準市内業者（又は市外業者） (参考) 工事の再発注案件において 市内業者が受注した件数 令和5年度 10件中5件 (9月末現在) 令和4年度 10件中8件 令和3年度 7件中3件
1回の公告当たりの予定価格500万円以上の工事案件の入札参加制限件数	5件※ <u>ただし、同時に多くの案件を発注しなければならない場合は、当該案件を件数制限の対象外とすることがある。</u>	5件※ ※前年度の工事成績が優良な場合は6件、低入札価格調査制度対象工事については2件。
1年度における予定価格500万円以上の工事案件の受注制限件数		

③ 不落随契の活用

入札の結果、予定価格の範囲内の入札がなく、予定価格を超える入札となった場合、入札参加資格要件の緩和や積算上の対策を行うため、また、発注者側に有利となる不当な条件による契約につながることを防止するため、落札者がいないときに認められている随意契約（不落随契）を限定的に運用しているところですが、総務省及び国土交通省から、不落随契の活用等により事務の改善及び効率化に努めるよう技術的助言が発せられたこともあり、不落随契の活用を図ります。

<見直し内容>

	見直し後	現行
対象の業務	工事及び設計コンサルタント等業務	工事
対象の案件	2度目以後の発注案件	制限付き一般競争入札の2度目以後の発注案件
要件	再度入札の結果、落札者がなく、かつ、市民生活に影響がある等、事業内容に急迫性が認められ、又は予算の繰越等を要し、若しくは補助金等の獲得に影響がある場合	再度入札の結果、落札者がなく、かつ、市民生活に影響がある等、事業内容に急迫性が認められる場合
協議対象	予定価格からの乖離が一定の範囲内の者	最低価格入札者

(参考) 3度目以後の発注になった案件 (工事及び建設コンサルタント業務等)
 令和5年度 15件 (9月末現在) 令和4年度 7件 令和3年度 8件

④ 制限付き一般競争入札の対象の拡大

入札参加者の増加を図り、入札における更なる競争性の確保及び向上を図るため、これまで指名競争入札によっていた案件を、制限付き一般競争入札の対象とします。ただし、市内業者の受注機会の拡大を図る観点から、一部案件については、現行どおり、指名競争入札とします。

<見直し内容>

	見直し後	現行
工事	予定価格 <u>130 万円超</u> の案件	予定価格 <u>250 万円以上</u> の案件 (参考) 令和4年度 130 万円超 250 万円未満 20 件
建設コンサルタント等業務	予定価格 <u>50 万円超</u> の案件	予定価格 <u>500 万円以上</u> の案件 (参考) 令和4年度 50 万円超の建設コンサルタント等業務 11 件
委託	予定価格 500 万円以上の案件 <u>市内・準市内・市外対象発注で、予定価格が 350 万円以上 500 万円未満の案件</u>	予定価格 500 万円以上の案件 (参考) 令和4年度 市内・準市内・市外対象発注で、350 万円以上の委託 21 件 (指名競争入札の約4分の1)
賃貸借	予定価格 2,000 万円以上の案件 <u>市内・準市内・市外対象発注で、予定価格が 40 万円超の案件</u>	予定価格 2,000 万円以上の案件

⑤ 制限付き一般競争入札の発注頻度の見直し

制限付き一般競争入札の対象の拡大に伴い、制限付き一般競争入札による発注が増加すると見込まれること及び発注する案件を分散化させ、入札参加者の増加を図るため、工事、建設コンサルタント等業務及び委託の制限付き一般競争入札の発注頻度を向上させます。

<見直し内容>

見直し後	現行
<u>毎月1～2回</u>	<u>毎月1回</u>

(2) 過当競争への対応について

最近、委託業務において、受注件数が過大となったことも一因となって履行に支障が生じ、当初の予定どおりに事業を進められなくなる事案が発生しています。そこで、こういった事案の発生を防止するとともに、市内業者の受注機会の拡大を図る観点から、以下のとおり取組を行うものです。

① 同時受注防止方式の導入

事業者が、受注する確率を上げるために、より多くの入札案件に参加し、事業者にとっても想定外に多くの案件を受注することがあります。また、同価の入札をした者が複数あるときは、くじにより落札者を決定することとなっており、同一の事業者が複数の案件において

くじによる落札をすることがあります。

特定の事業者を受注が集中することを防止し、より多くの事業者の受注機会と、履行の品質水準の確保を図るため、同時受注防止方式を導入します。

<導入内容>

① 希望型同時受注防止方式

同日の入札で複数の案件を落札した場合において、当該事業者が、その全てを受注すれば履行の品質水準の確保が困難となると判断したときは、入札価格が低い案件から順に辞退することができるようにします。

② くじ案件同時受注防止方式

同日の入札でくじにより1案件を落札した者は、その後の同業種の案件においてくじによる落札者の決定となった場合においては、当該その後の入札を辞退したものとみなすこととします。

② 登録可能業種数の見直し

現在、委託については、競争入札参加資格申請において、8業種に登録することができることとなっています。しかし、より専門性を有し、より適正な履行がされる事業者間での適正な競争性を確保することにより、よりよい調達を図るため、登録可能業種数を7業種に見直すものです。

3. 実施時期

2（1）及び（2）①については、令和6年（2024年）4月に発注する案件から実施する予定です。

2（2）②については、令和7年（2025年）4月1日からの入札参加有資格者名簿への登録から実施する予定です。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり
計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法施行令 枚方市契約規則 枚方市契約規程